

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)に基づく特定公的給付の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、次の業務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1) 令和3年内閣府告示第70号に規定する令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (2) 令和3年内閣府告示第70号に規定する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (3) 令和4年デジタル庁告示第8号に規定する令和4年度東京都目黒区住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金 (4) 令和3年内閣府告示第70号に規定する令和4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (5) 令和5年デジタル庁告示第11号に規定する令和5年度東京都目黒区電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金 (6) 令和5年デジタル庁告示第21号及び令和6年デジタル庁告示第6号に規定する令和5年度物価高騰対策給付金 (7) 令和6年デジタル庁告示第5号に規定する令和6年度物価高騰対策給付金 (8) 令和6年デジタル庁告示第20号に規定する令和6年度物価高騰対策給付金(第2号)及び令和6年デジタル庁告示第22号に規定する令和6年度目黒区物価高騰対応重点支援給付金(第2号)</p> <p>これらの業務を行うに当たり、番号法の規定に基づき、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 【1】支給要件の判定 【2】支給の案内・受付 【3】支給の実施 【4】支給実績の管理</p>
③システムの名称	【1】給付システム 【2】住民基本台帳ネットワークシステム 【3】共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能 【4】中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民生活部臨時給付金課
②所属長の役職名	臨時給付金課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号: 153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区区民生活部臨時給付金課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	目黒区区民生活部臨時給付金課 電話番号: 03(5722)7065
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	給付金事務においては直接マイナンバーを確認することなく必要な情報照会などを行うことができる上、情報を登録するには必ず複数人での確認を行い、作業記録を残している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報を取り扱うシステムは静脈認証によるログインが必須であり、利用者のアクセス権限が管理され、本給付金事業に必要な情報のみが閲覧できる仕組みとなっている。またシステムから出力したデータについては区の情報セキュリティポリシーにのっとり管理し、不必要な情報の出力は行わないようにしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月31日	事務開始に伴う評価の新規実施	—	本基礎項目評価書記載のとおり	事後	
令和6年9月17日	評価書名ほか	—	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度物価高騰対策給付金の実施に伴う追記 ・併せて、公金受取口座登録法第10条の規定に基づき情報の管理を行っている給付金事業に係る特定個人情報保護評価書の体系を整理し、本評価書に集約 	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、次の業務において特定個人情報を取り扱う。 (1)～(7) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、次の業務において特定個人情報を取り扱う。 (1)～(7) (省略)</p> <p>(8)令和6年デジタル庁告示第20号に規定する令和6年度物価高騰対策給付金(第2号)及び令和6年デジタル庁告示第22号に規定する令和6年度目黒区物価高騰対応重点支援給付金(第2号) (省略)</p>	事前	
令和7年1月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年6月3日 時点	令和6年12月13日 時点	事前	
令和7年1月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年6月3日 時点	令和6年12月13日 時点	事前	
令和7年1月10日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	[十分である] (判断の根拠) 給付金事務においては直接マイナンバーを確認することなく必要な情報照会などを行うことができる上、情報を登録する際には必ず複数人での確認を行い、作業記録を残している。	事前	

令和7年1月10日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	[2] 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策]	事前	
令和7年1月10日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	[十分である] (判断の根拠) 情報を取り扱うシステムは静脈認証によるログインが必須であり、利用者のアクセス権限が管理され、本給付金事業に必要な情報のみが閲覧できる仕組みとなっている。またシステムから出力したデータについては区の情報セキュリティポリシーにのっとり管理し、不必要な情報の出力は行わないようにしている。	事前	